

令和7年度 主要な政策に係る評価書

政策名	政策8：電子自治体の推進
担当部局・課室名	自治行政局住民制度課、マイナンバー制度支援室、外国人住民基本台帳室、デジタル基盤推進室、サイバーセキュリティ対策室
作成責任者名	自治行政局住民制度課長 池田 敬之
政策評価実施時期	令和7年8月

令和7年度
主要な政策に係る評価書
政策8 電子自治体の推進

第1部 政策の全体像と取組状況

はじめに

<政策目的>

- 以下のデジタル関係施策の推進に取り組み、住民の利便性の向上と住民行政の効率化を図る。

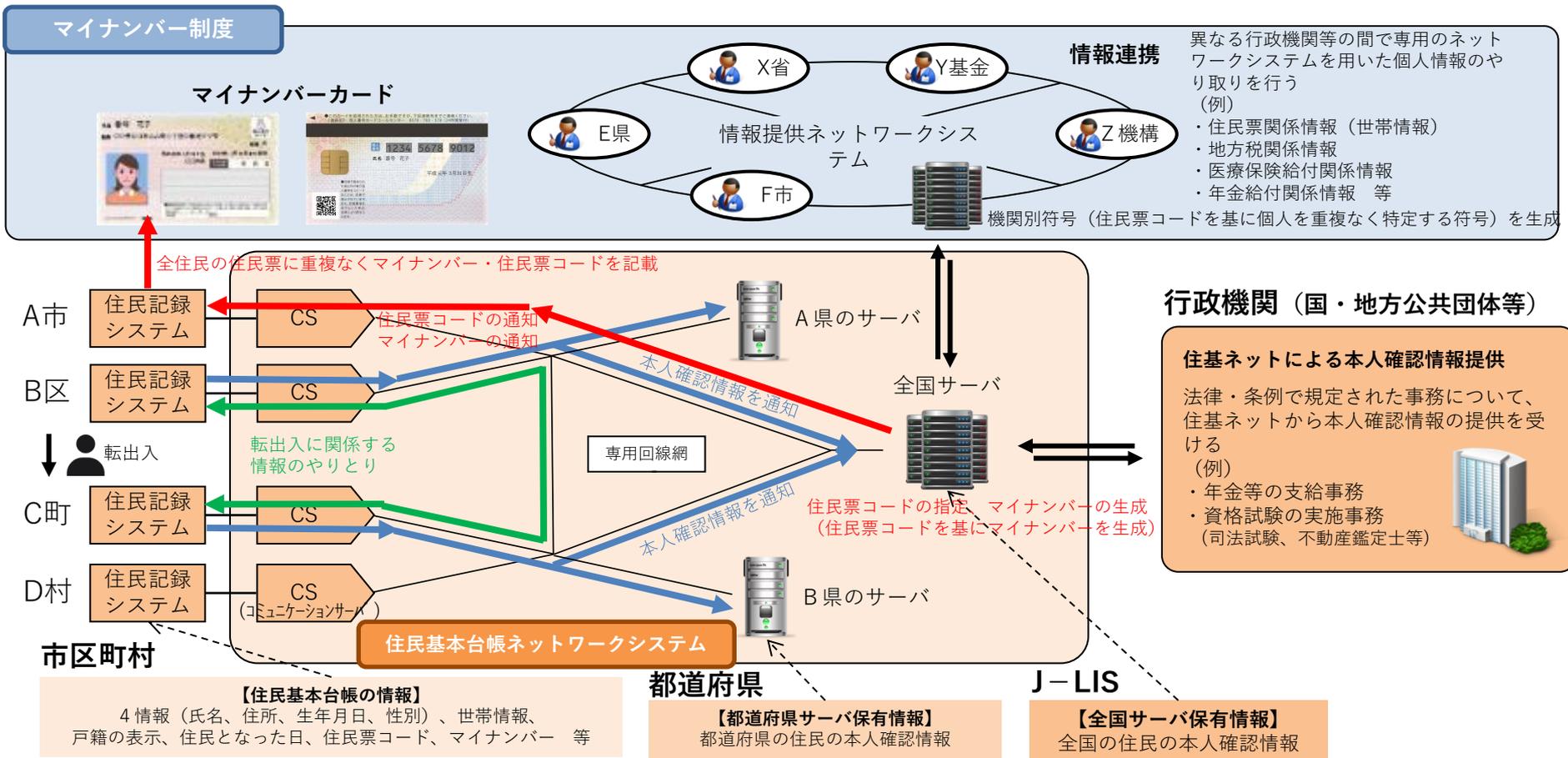


<主な施策>

- | | | |
|---|------------------------------|-----|
| 1 | 住民基本台帳ネットワークシステムの運営 | P 3 |
| 2 | マイナンバーカードの発行、交付及び管理 | P 5 |
| 3 | 自治体情報システムの標準化 | P 9 |
| 4 | 地方公共団体のサイバーセキュリティ対策の強化（重点分野） | P13 |

住民基本台帳ネットワークシステムとマイナンバー制度

- 住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）は、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムとして構築されたもの。
- 住基ネットは、マイナンバー制度の基礎となる重要なシステムでもあり、全住民に重複なく指定される住民票コードは、マイナンバーや情報連携に用いる機関別符号の生成の基礎となっている。



※住民基本台帳で保有する情報のうち、本人確認情報（氏名・住所・生年月日・性別、住民票コード、マイナンバー及びこれらの変更情報）に限り住基ネットで連携

(参考) 住基ネットによる行政機関への本人確認情報提供の効果

・ 住基ネットによる行政機関への本人確認情報提供の件数は、以下のとおり増加しており、これにより、**従来、住民が各種行政手続の際に求められていた住民票の写し等の添付が省略されている。**

- 国の行政機関等に対して本人確認情報を提供
(年金支給事務、税務事務など)

→ **年間約16億件**

- 地方公共団体に対して本人確認情報を提供
(地方税の賦課徴収、選挙事務など)

→ **年間約8,778万件**

効果

- 行政手続における住民票の写しの省略
(パスポートの受給申請、免許等の申請等)

→ **全国で年間約1,200万件程度**

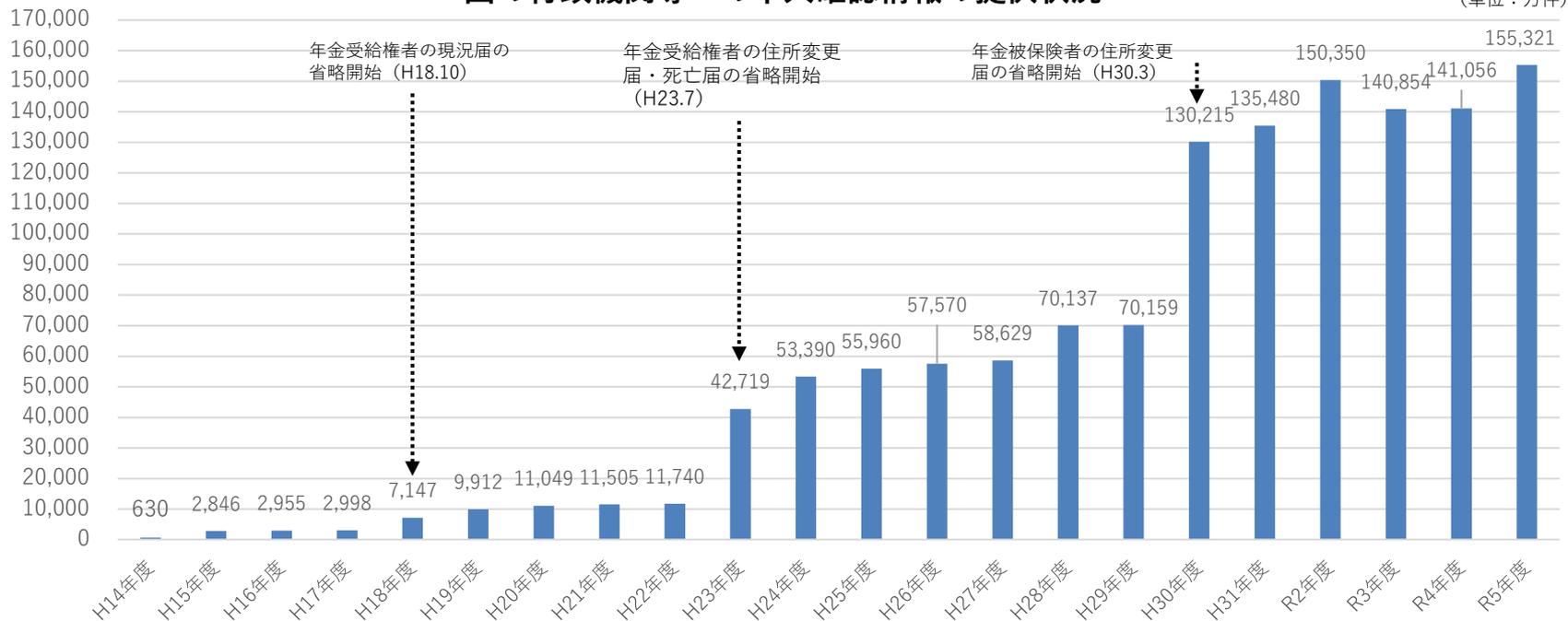
- 年金受給権者・被保険者の住所変更届、死亡届の提出を省略

→ **全国で年間約1,400万件程度**

- 年金受給権者の年金の現況届の提出を省略

→ **全国で年間約4,000万人分程度**

国の行政機関等への本人確認情報の提供状況



< マイナンバーカードに係るデジタル庁との役割分担 >

デジタル庁 利活用の推進

総務省 発行、交付及び管理

< マイナンバーカードの概要 >

対面での本人確認

- ✓ 顔写真付きの本人確認書類として
 - 市町村での厳格な本人確認 → 確かに本人であるという証
 - 顔写真があるのでなりすましができない
 - 公私での本人確認が可能

表



電子的な本人確認

- ✓ オンラインで安全・確実に本人を証明
 - 署名用電子証明書を用いて、各種申請手続きが可能（確定申告や証券口座の開設申込みができる）
 - 利用者証明用電子証明書を用いて、本人確認が可能（コンビニで住民票の写しなどの取得や、健康保険証としての利用ができる）
- ✓ 空き領域にデータを格納することで、身分証(国家公務員等)等としても利用可能（運転免許証一体化はこの方式を利用）

マイナンバーの提示

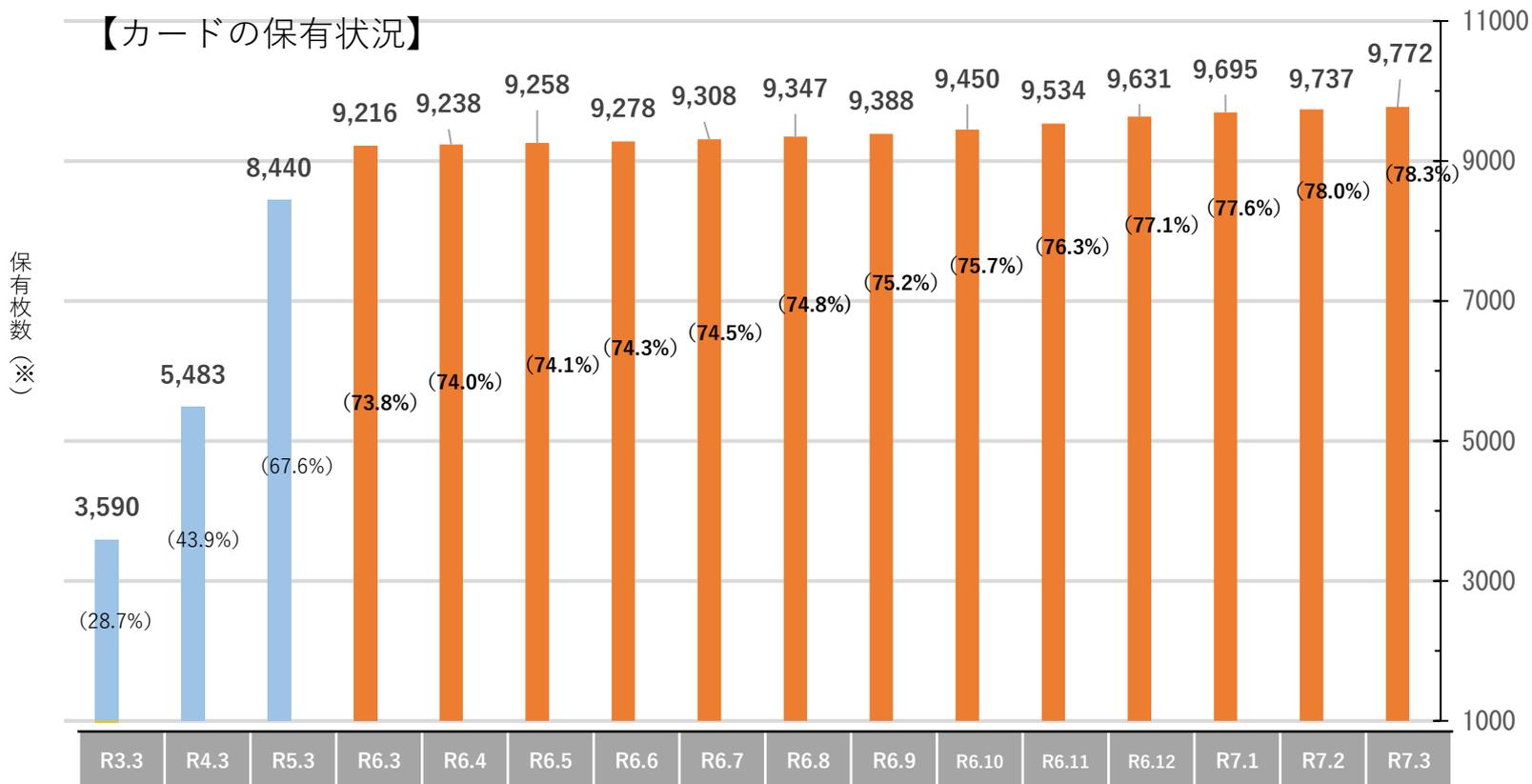
- ✓ このカードを提示することで、自分のマイナンバーを証明
 - 社会保障・税などの手続きで、添付書類が不要に

裏



(参考) マイナンバーカードの保有状況

- 令和7年3月末時点の保有枚数は**9,772万**、人口に対する割合は**78.3%**



※ 令和5年度及び令和6年度の各月は年度末及び月末時点における保有枚数及び人口に対する保有枚数の割合

(参考) マイナンバーカード・電子証明書の有効期限切れに係る想定更新件数

- 令和7年度以降、マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限切れ件数が増加し、市区町村において、これらの更新に係る業務の急増が見込まれる。

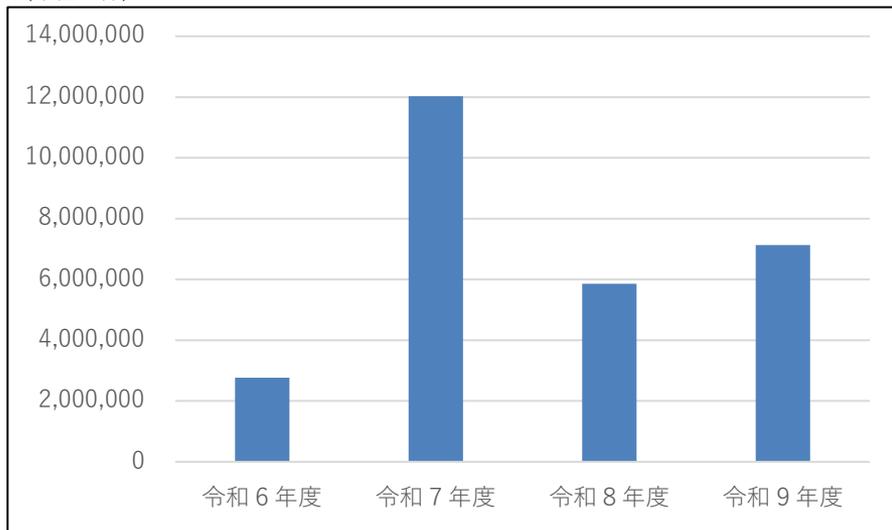
(万件)

マイナンバーカード	
年度	想定更新件数
令和6年度	280
令和7年度	1,200
令和8年度	590
令和9年度	710

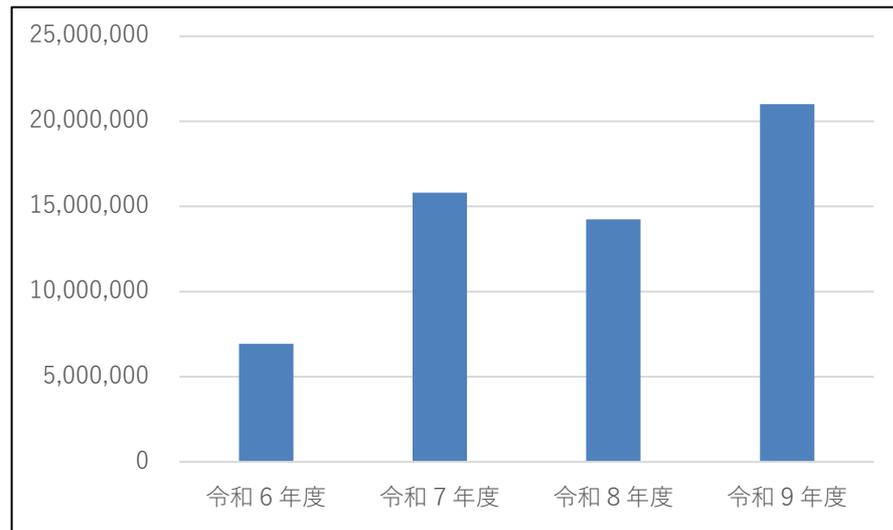
(万件)

電子証明書	
年度	想定更新件数※
令和6年度	690
令和7年度	1,580
令和8年度	1,430
令和9年度	2,100

(単位：件)



(単位：件)



※利用者証明用電子証明書が更新となるもの

「デジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等のあり方に関するWG」における検討

人口減少下で市町村の経営資源が制約されていく状況を踏まえ、デジタル技術の活用により、住民基本台帳やマイナンバーカード等に係る市町村の事務負担を軽減することで、住民サービスの維持・向上につなげるための方策について幅広く議論を行う。

主な検討内容

1. 住民基本台帳・マイナンバーカード関連事務に係る市町村の負担軽減方策

○ 住民票の写しの交付等の住民基本台帳事務に係る負担軽減方策

住民基本台帳ネットワークシステム・情報提供ネットワークシステムの活用（行政機関向け）や公的個人認証サービスの活用（民間事業者向け）により、住民票の写しの発行件数を削減する方策を検討。また、住民票の写しを電子的に交付する方法について、費用対効果等を含めて実現可能性を検討

○ マイナンバーカード関連事務に係る負担軽減方策

市町村が行っているマイナンバーカード交付・電子証明書発行事務に係る負担軽減方策を検討。また、転入届・転居届や転入・転居時のマイナンバーカード・電子証明書関連事務のオンライン化について、確実な本人確認や居住実態の確認等に関する課題を踏まえた方策について検討

○ 住民基本台帳等関連システムの管理運用に係る負担軽減方策

CS（コミュニケーションサーバ）に係る市町村の負担軽減のため、CSのクラウド化等の方策を検討

2. 都道府県による住民サービスの提供に必要な住民情報の取得・活用方策

市町村に事務負担が発生しないよう、都道府県が自ら住民サービス（例：給付金支給等）を提供する場合に、都道府県が必要とする住民情報を円滑に取得し、活用するための方策を検討

スケジュール

令和7年4月以降、月1回程度開催し、年内に報告書の取りまとめを予定

これまでの取組・現状

- 自治体ごとにおける情報システムのカスタマイズにより、
 - ・維持管理や制度改正時の改修等において、自治体は個別対応を余儀なくされ負担が大きい
 - ・情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まない
 - ・住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しい
 等の課題が発生。
- このような状況を踏まえ、地方公共団体に対し、標準化対象事務(※) について、標準化基準に適合した情報システム(標準準拠システム) の利用を義務付ける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立。

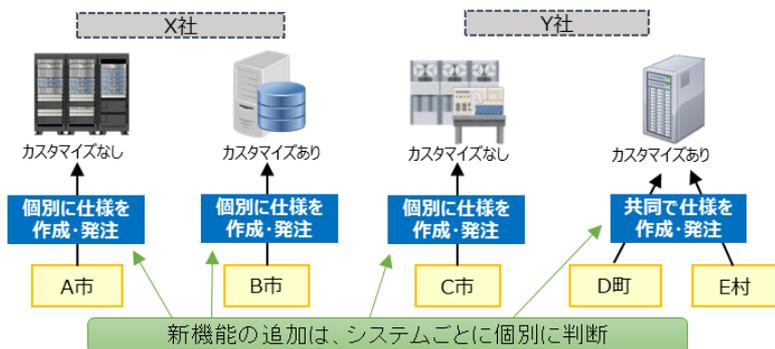
※ 20業務 (児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金)

目標・成果イメージ

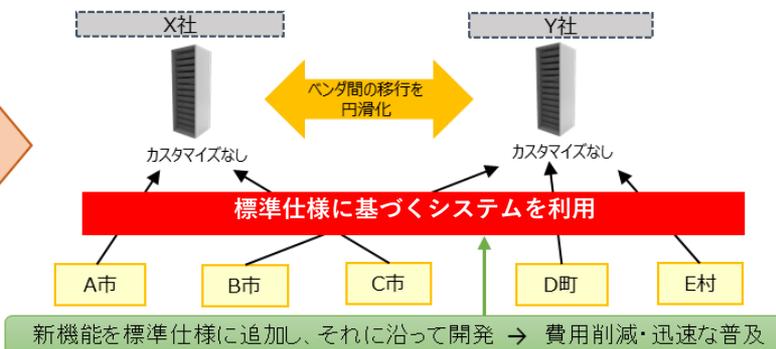
- 標準化・共通化の取組により、人的・財政的な負担の軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築。
- 原則、令和7年度(2025年度)までに、標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行を目指す。

情報システムの標準化イメージ

【標準化前】



【標準化後】



- 標準化対象の20業務（※）に係る自治体の情報システムについて、クラウド活用を原則とした標準化・共通化に向けた自治体の取組を支援し、原則、令和7年度（2025年度）までに標準化基準に適合した情報システム（標準準拠システム）を利用する形態に移行することを目指す。

※ 20業務（児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金）

概要

R 6 補正予算計上額：194億円
補正後 合計額：7,182億円

- 全国の自治体への移行経費の調査結果に基づき、物価上昇等を踏まえ、円滑かつ安全に標準準拠システムへ移行することができるよう、令和6年度補正予算に計上。今後、上限額等の改定を検討。

< 基金の造成先 > 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）

< 基金の主な用途 >

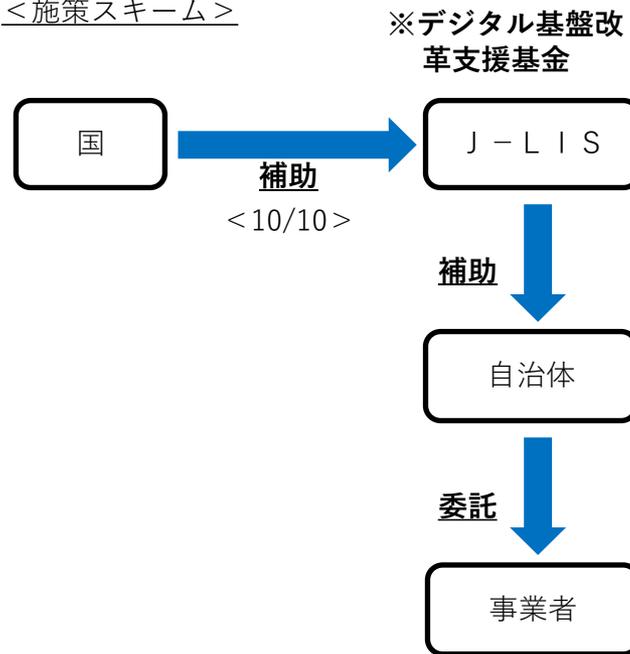
○ 標準準拠システムへの移行に要する経費

- ・ 標準準拠システムへの移行準備経費（現行システム分析調査、移行計画策定等）
- ・ システム移行経費（接続、データ移行等） など

< 基金の年限 > 令和7年度（2025年度）まで

⇒ 5年延長し、令和12年度（2030年度）末まで

< 施策スキーム >



本政策に係る予算事業の名称・行政事業レビューシート及びその他参考資料

< 予算事業名及び行政事業レビューシートURL >

予算事業名	行政事業レビューシートURL
戸籍における「氏名の読み仮名」の法制化に伴う、住民票等の記載事項の見直しに係る経費	https://rssystem.go.jp/project/e01c1725-e40b-4dca-aeb9-f747815a5237
自治体情報システムの標準化・共通化に伴う市町村間通知の改修	https://rssystem.go.jp/project/651b6ead-4f55-4da5-8e45-59bfda8bd85a
住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策経費	https://rssystem.go.jp/project/f3ffd8b0-2fcb-4d0a-825a-396362e7cbbc
マイナンバーカードの発行・交付に要する経費	https://rssystem.go.jp/project/9fa9d69e-b115-4d51-904c-155f1b4148cc
社会保障・税番号制度の導入及び利活用の検討に要する経費 (個人番号カードの普及・利活用に要する経費)	https://rssystem.go.jp/project/1af47886-cb53-406e-bd98-f081434e7b7d
番号制度の実施に必要なシステム整備等事業	https://rssystem.go.jp/project/c00fd2ff-7c48-4b47-9a3d-96b7b8cb3618
マイナンバーカード・公的個人認証の海外継続利用に要する経費	https://rssystem.go.jp/project/e1e466a0-1f3b-48cc-9656-a968cfb08191
デジタル基盤改革支援補助金	https://rssystem.go.jp/project/e8060f77-d11b-4676-8f1c-4cd1a6820e66
地方公共団体サイバーセキュリティ対策事業	https://rssystem.go.jp/project/8432d986-a132-44d3-8648-46288e926a41
自治体向けペネトレーションテスト実証事業	https://rssystem.go.jp/project/d14d9cb6-7ae0-4fd2-a057-5e65e453a04d
自治体情報セキュリティ強化対策事業	https://rssystem.go.jp/project/5d60c1e9-e70a-4db4-870e-d4cc2f473fe2
自治体情報システムの標準化・共通化に対応するための総合行政ネットワークの改修等に要する経費	https://rssystem.go.jp/project/2e3e69ec-3485-47a8-9183-415405d3dfe1

本政策に係る予算事業の名称・行政事業レビューシート及びその他参考資料

< 参考資料 >

審議会・研究会名	掲載ページURL
デジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等のあり方に関するワーキンググループ	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/jizokukanon_achiozaisei/index.html
地方制度調査会	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/chihou_seido/singi.html
地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定等に係る検討会	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chiho_security_r03/index.html

令和7年度
主要な政策に係る評価書
政策8 電子自治体の推進

第2部 特に注力する／改善を図る施策（重点分野）

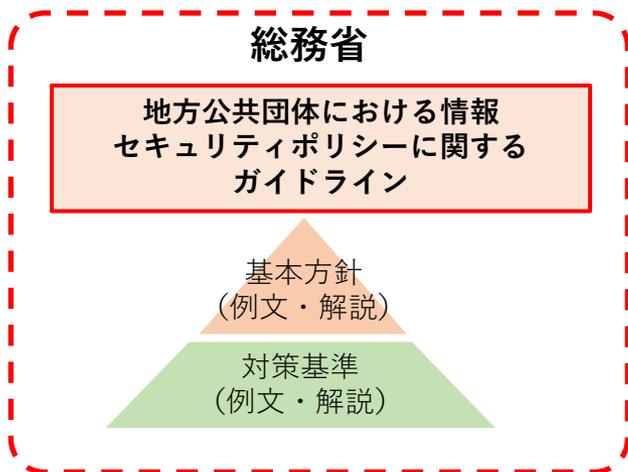
<地方公共団体のサイバーセキュリティ対策の強化>

1. 概要・背景等

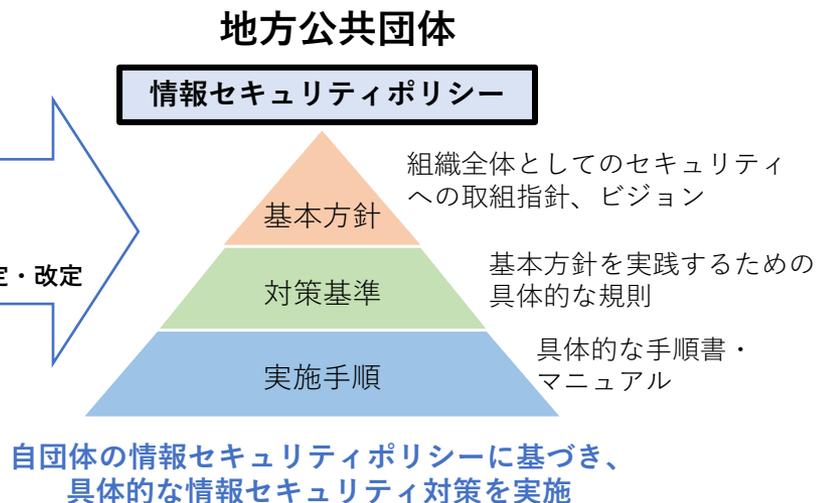
総務省の役割

- 改正地方自治法に基づき、総務大臣指針を各地方公共団体等に対して提示。
- **各地方公共団体のセキュリティ対策の指針**として、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を**総務省が策定**し、**助言**を行う。
- 国における情報セキュリティ対策の動向やデジタル化の動向等を踏まえながら、有識者検討会（地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定等に係る検討会）での議論を経て、**年度ごとに改定を実施**。

⇒地方公共団体におけるDXを進めることが急務となる中で、サイバー攻撃が高度化・巧妙化していることなどから、住民情報等の機微な情報を保有し、国民生活に密接に関係する基礎的なサービスを提供している地方公共団体のサイバーセキュリティ対策の更なる強化を図る必要がある。



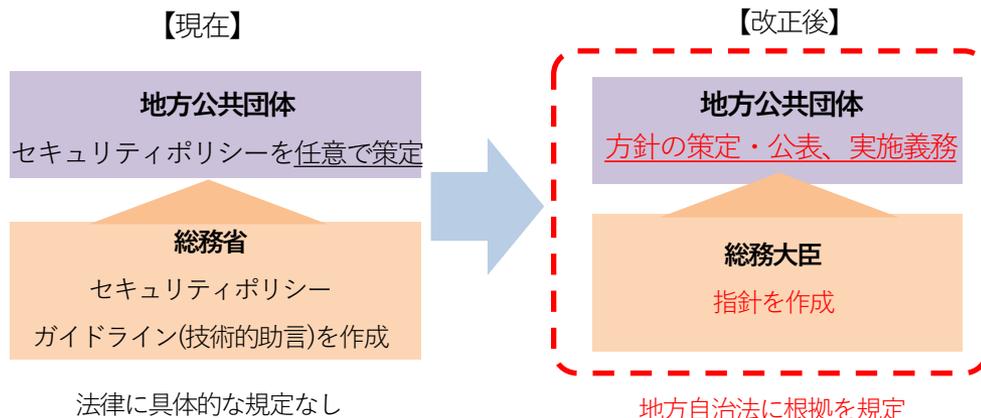
各地方公共団体は、ガイドラインを参考にしながら、自団体の情報セキュリティポリシーを策定・改定



地方自治法の改正 (令和6年通常国会成立)

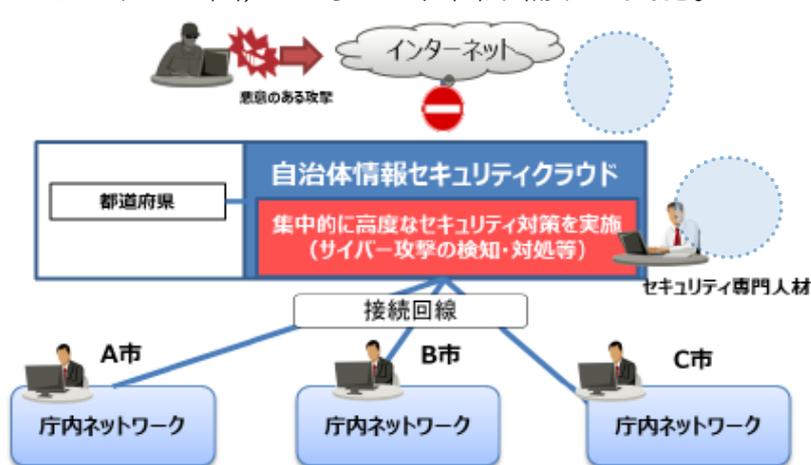
改正概要

- 地方公共団体は、サイバーセキュリティの確保など情報システムの適正な利用を図るために必要な措置を講じなければならない。
- サイバーセキュリティの確保について、地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、方針を定め、必要な措置を講じる。総務大臣は、方針の策定等について指針を示す。(令和8年4月1日に施行予定。)



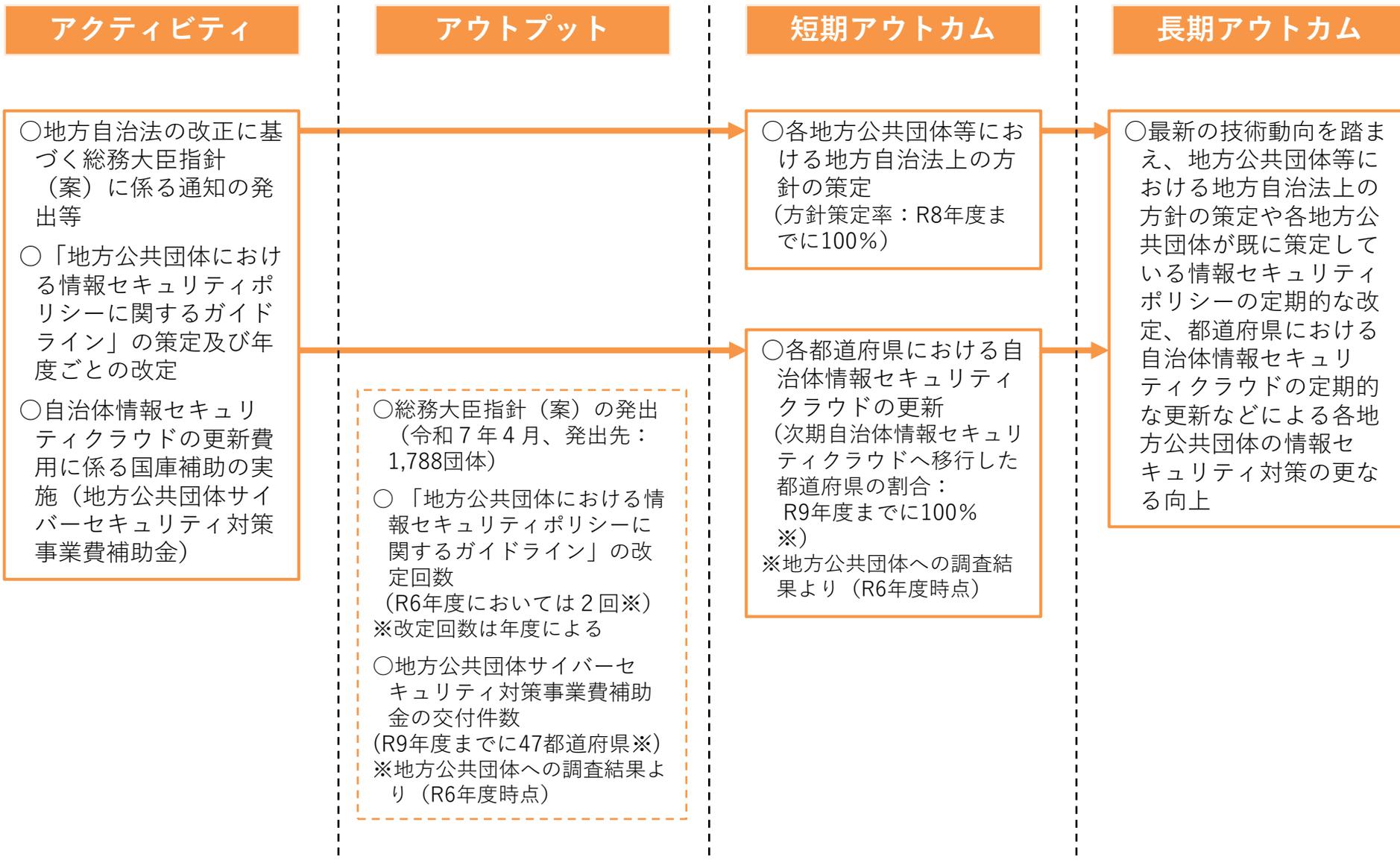
自治体情報セキュリティクラウド (地方公共団体サイバーセキュリティ対策事業費補助金)

- 中小規模団体を含めた全体のセキュリティレベル向上のため、マイナンバー制度の開始に合わせて各都道府県が域内市町村のWebサーバ等をカバーする形で整備。総務省が標準要件(最低限満たすべき事項(必須要件)及び各都道府県の要求水準に応じて導入を検討する事項(オプション要件))等を提示し、自治体情報セキュリティクラウドの更新(おおむね5年に1回)に対して、国庫補助を実施。



インターネット通信の監視
 インシデントの予防 (ファイアウォール等の
 ゲートウェイ対策、メールセキュリティ対策、
 Webサーバセキュリティ対策等) 等

2. 効果発現経路



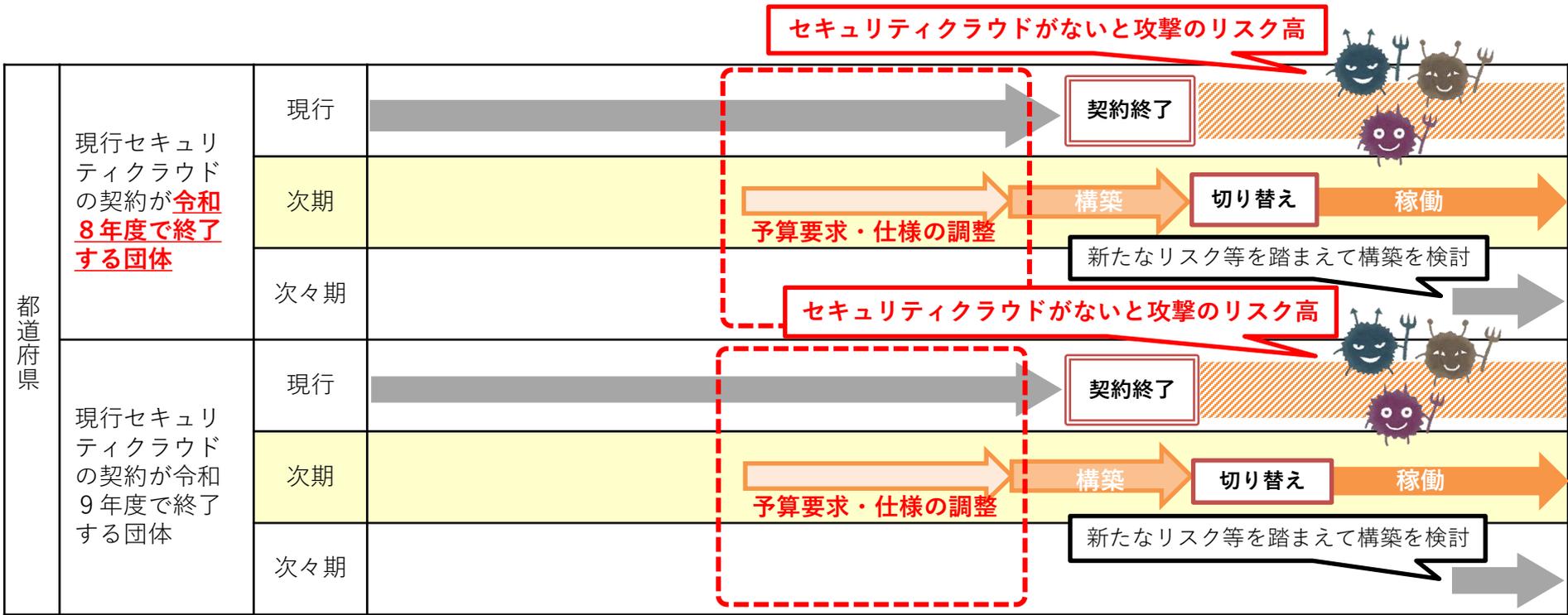
3. 現状・課題

現状：改正地方自治法施行日（令和8年4月1日）までに、各地方公共団体等において地方自治法上の方針を策定
 全都道府県において、次期自治体情報セキュリティクラウドへの移行

課題：全地方公共団体等における地方自治法上の方針の策定及び公表
 全都道府県における次期自治体情報セキュリティクラウドへの移行費用の確保
 （地方公共団体サイバーセキュリティ対策事業費補助金の活用促進）

第3期自治体情報セキュリティクラウドへの移行イメージ

契約終了までに次期自治体情報セキュリティクラウドに移行しないと**サイバー攻撃の危険性**が高まる



4. 今後の方向性

- 全地方公共団体等における確実な方針の策定と公表
- 各都道府県における次期自治体情報セキュリティクラウドへの速やかな移行
 - ・ 都道府県に対し、地方公共団体サイバーセキュリティ対策事業費補助金の活用を促進する。
 - ・ 令和9年度めどの移行に向けて、都道府県に対する適切な助言を行う。

※上記に限らず、地方公共団体におけるサイバーセキュリティ対策の向上のために必要な施策を講じる。

(参考) デジタル社会の実現に向けた重点計画 (令和7年6月13日閣議決定)

第1 目指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組

4 取組の方向性と重点的な取組

(4) 安全・安心なデジタル社会の形成に向けた取組

⑤ サイバーセキュリティの確保

(略) さらに、国・地方公共団体等のネットワークを通じた相互接続や情報連携がますます進展する中で、地方公共団体においてもサイバーセキュリティ対策の重要性が高まっていることから、総務省は、関係機関と連携し、地方公共団体のサイバーセキュリティ対策の向上に取り組む。 (略)

(参考) 経済財政運営と改革の基本方針2025 (令和7年6月13日閣議決定)

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

(5) 持続可能な地方行財政基盤の強化

(略) 地方公共団体のサイバーセキュリティ確保のための方針策定の推進、セキュリティ基盤の強化など更なる安全性確保の取組強化とともに、 (略)

(参考) 改正地方自治法 (令和8年4月1日施行)

(サイバーセキュリティを確保するための方針等)

第244条の6 普通地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、それぞれその管理する情報システムの利用に当たつてのサイバーセキュリティを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な措置を講じなければならない。

2 普通地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、前項の方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 総務大臣は、普通地方公共団体に対し、第1項の方針(政令で定める執行機関が定めるものを除く。)の策定又は変更について、指針を示すとともに、必要な助言を行うものとする。

4 総務大臣は、前項の指針を定め、又は変更しようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。